⑵⑹　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

⑵⑺　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査に協力するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、異工種建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する異工種建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち、単体は①及び②の決定、異工種建設工事共同企業体の構成員は該当する決定を受けている者であること。

①　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち港湾土木工事の資格決定を受けている者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち港湾等鋼構造物工事の資格決定を受けている者であること。

⑶　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち、単体は①及び②の決定、異工種建設工事共同企業体の構成員は該当する決定を受けている者であること。

①　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち港湾土木工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）

②　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち港湾等鋼構造物工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上であること。）

⑷①　単体有資格業者にあっては、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

同種工事）

ア）鋼製ジャケットを製作した工事

イ）海上から起重機船等により、260ｔ／基以上の鋼製ジャケットの据付を施工した工事

ウ）海上から起重機船等により、外径1,200㎜以上の鋼管杭の打込を施工した工事

上記ア）、イ）、ウ）は、別件工事でも良いものとするが、全ての実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、本体工、付属工、雑工及び仮設工を担当する者（港湾土木工事の客観点数が1,150点以上の者）にあっては、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事）

ア）海上から起重機船等により、260ｔ／基以上の鋼製ジャケットの据付を施工した工事

イ）海上から起重機船等により、外径1,200㎜以上の鋼管杭の打込を施工した工事

上記ア）、イ）は、別件工事でも良いものとするが、全ての実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、工場製作工を担当する者（港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者）にあっては、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事）

鋼製ジャケットを製作した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

なお、異工種建設工事共同企業体により参加する者は、分担工事ごとに主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

②　単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ただし、上記の期間に労働基準法第65条第１項又は第２項の規定による産前・産後休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第１項第１号又は第２号の規定による育児休業及び介護休業（以下、「産前・産後休業等」という。）を取得した場合は、産前・産後休業等期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。産前・産後休業等期間を加える場合は、産前・産後休業等期間を確認できる資料を添付することとし、添付がない場合は追加期間を加えないこととする。

同種工事）

ア）鋼製ジャケットを製作した工事

イ）海上から起重機船等により、鋼製ジャケットの据付を施工した工事

ウ）海上から起重機船等により、鋼管杭の打込を施工した工事

上記ア）、イ）、ウ）は、別件工事でも良いものとするが、全ての実績を有すること。